



憲法週間について

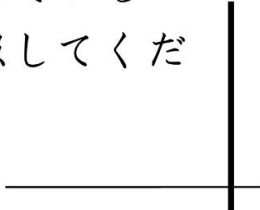
憲法週間（５月１日～７日）は、憲法記念日（５月３日）に由来します。

日本国憲法は、昭和２２年５月３日に施行（同２１年１１月３日公布）されたことから、毎年５月３日には、衆・参両議院、内閣、最高裁判所などが共催して憲法精神の普及等を目的とした記念式典が行われていました。

そして、昭和２５年には、５月１日から同月７日までが「憲法記念週間」とされました。

その後、昭和２８年からは、最高裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会が協力して記念行事を行うこととなり、また、昭和３１年からは、名称も「憲法週間」に変わり、その目的も憲法の本質や司法の機能に対する国民の理解を深めることとして、現在に至っています。

香川県内の憲法週間中の行事の詳細な内容については、高松高等裁判所ホームページに掲載されている「香川県における憲法週間行事予定」を参照してください。



検察官記章について

紅色の旭日に菊の白い花卉と金色の葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組み合わせに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日のバッヂ」と呼ばれているようです。



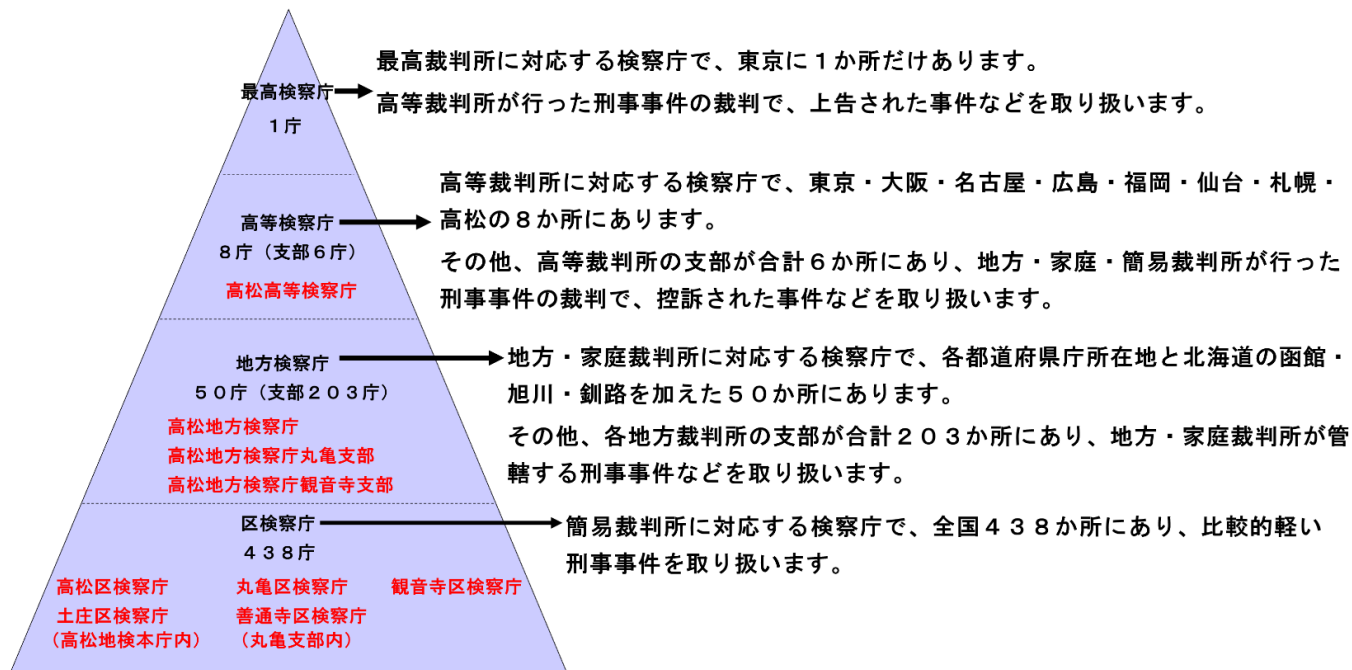
しゅうそうれつじつ

秋霜烈日

「秋におりる霜と夏の厳しい日差し」のことで、
刑罰・志操などの厳しさにたとえられています。

検察庁の組織

検察庁には、**最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁**の4種類があり、裁判所に
対応して置かれています。



※ 赤字は香川県内にある検察庁

検察庁と被害者支援

検察庁では、捜査や公判の段階、あるいは裁判後においても、各種の被害者支援や保護を行っています。その被害者支援・保護の一環として、犯罪被害者の方々に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者への支援に携わる**被害者支援員**を検察庁に配置しています。

検察庁の犯罪被害者保護と支援のための主な取組は以下のとおりです。

被害者支援員制度

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っているほか、被害者の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

被害者ホットライン

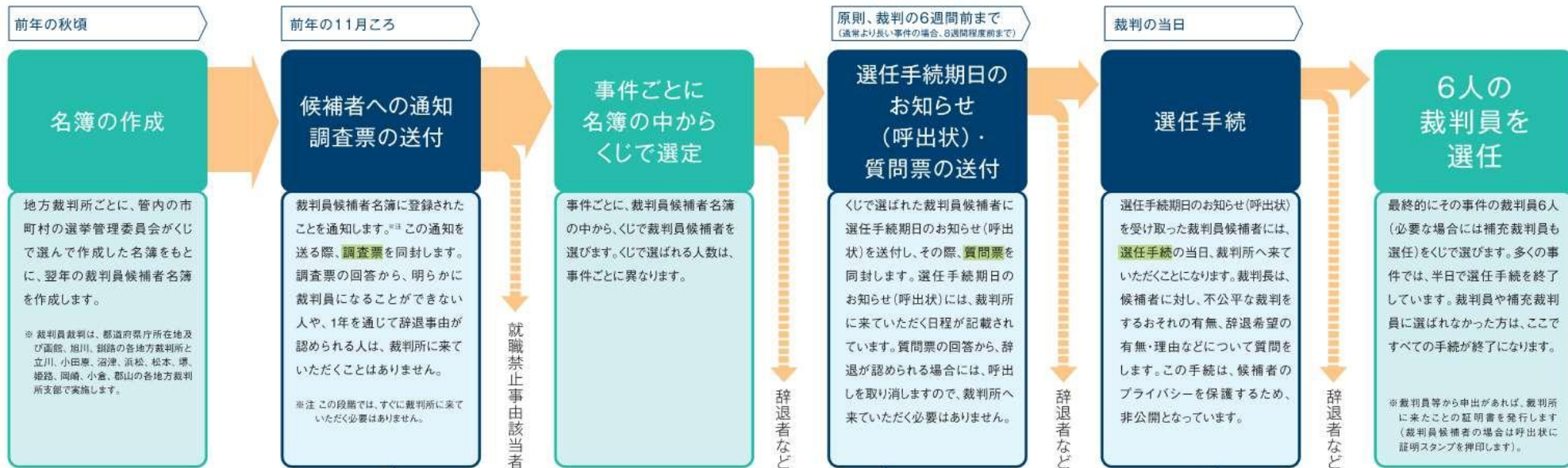
被害者の方々が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問い合わせが行えるように、専用電話として被害者ホットラインを設けています。

高松地方検察庁被害者ホットライン 087-825-2045

被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供するために、被害者等通知制度を設けています。

裁判員等選任手続の流れ



調査票でおたずねすること

- 裁判員になることができない事由(就職禁止事由)の有無。(例:自衛官や警察職員など)
- 1年間を通じて辞退することができる事由がある場合、辞退希望の有無・理由。(例:70歳以上の方、学生または生徒の方、過去5年以内に裁判員等を務めた方、重い病気やケガにより、1年間を通じて裁判に参加することがむずかしい方など)
- 月の大半にわたって裁判員となることが特にむずかしい月がある場合、その月における辞退希望の有無・理由。^{※2} (例:株主総会の開催月、決算期など)

※注 調査票の記載から、特定の月の大半にわたって、裁判員になることができない事情(辞退事由)があると認められる場合、その月に行われる事件については、裁判員候補者として裁判所に来ていただくことはありません。

質問票でおたずねすること

以下のような事情に当てはまる方について、辞退を希望するかどうか等をおたずねします。

- 重い病気またはケガにより裁判所に行くことがむずかしい。
- 親族・同居人の介護・養育を行う必要がある。
- 他の期日に行うことができない社会生活上の重要な用務がある。
- 妊娠中または出産直後(出産日から8週間以内)である。
- 重い病気またはケガにより治療を受ける親族・同居人の通院・入院に付き添う必要がある。
- 妻・娘の出産に立ち会い、またはこれに伴う入院に付き添う必要がある。
- 転居等により裁判所の管轄区域外の遠く離れた所に住んでおり、裁判所に行くことがむずかしい。
- 仕事上の重要な用務があって、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある。

選任手続の当日におたずねすること

質問票等の回答のみでは辞退が認められなかった裁判員候補者や、当日に初めて辞退を希望した裁判員候補者には、具体的な事情をおたずねします。あわせて、不公平な裁判をするおそれがないかを確かめる質問も行います。

仕事を理由とする裁判員の辞退について

仕事が忙しいというだけの理由では、辞退はできないことになっています。ただし、とても重要な仕事があり、ご自身が処理しなければ、事業に著しい損害が生じる場合や、裁判員になることにより自分自身やまわりの人に経済上の重大な不利益が生じる場合には、辞退が認められることになっています。仕事を理由とする辞退が認められるかどうかは、具体的なご事情をお伺いした上で事件を実際に担当する裁判所が判断することになります。

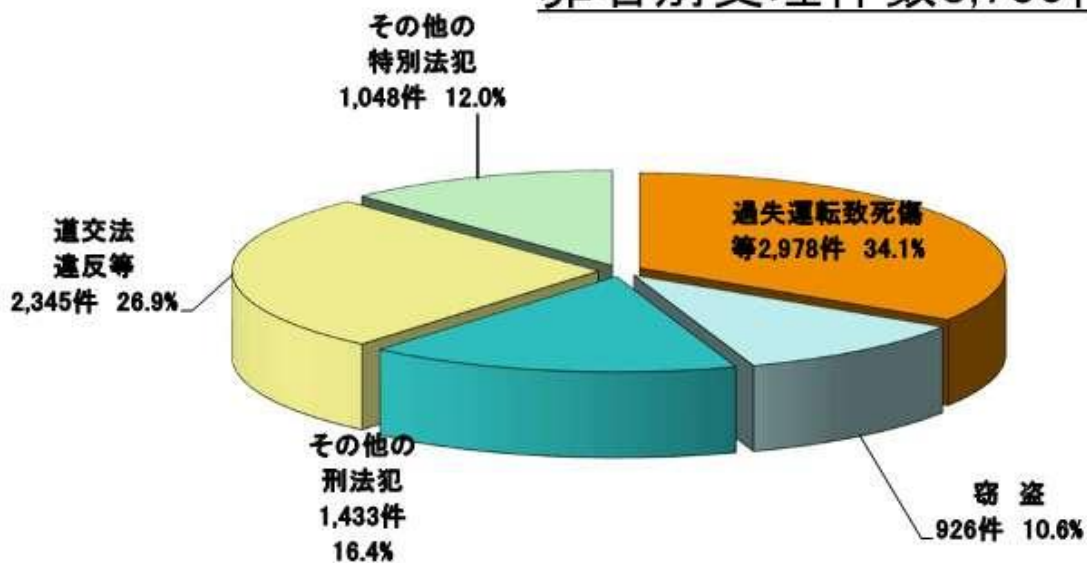
例えば、

- ① 裁判員として職務に従事する期間 (期間が長いほど仕事への影響が大きい。)
- ② 事業所の規模 (事業所の規模が小さいほど仕事への影響が大きい。)
- ③ 担当職務についての代替性 (代替性が低いほど仕事への影響が大きい。)
- ④ 予定される仕事の日時を変更できる可能性 (裁判員として職務に従事する予定期間に、日時変更の困難な業務がある場合には、仕事への影響が大きい。)

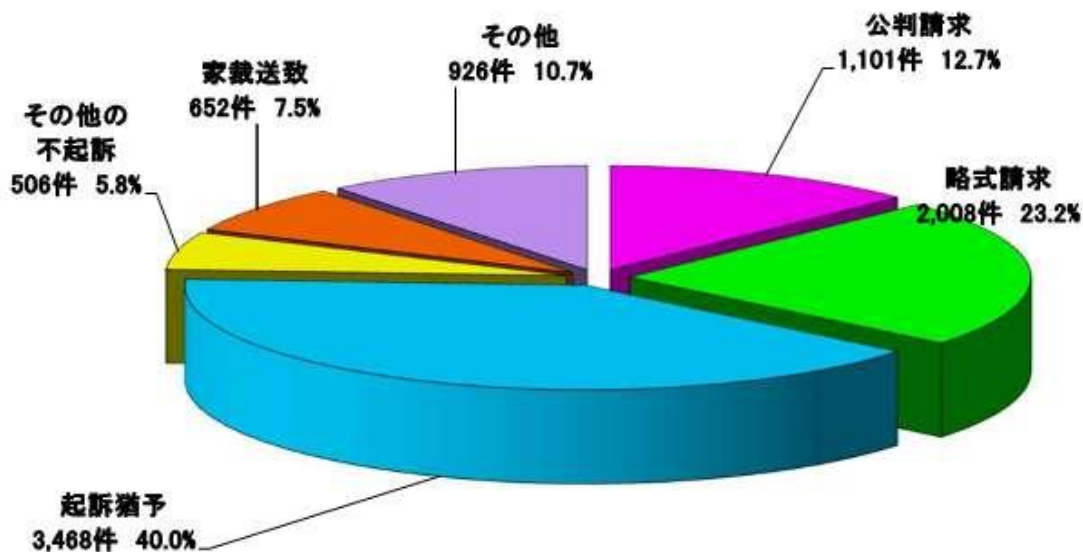
などの観点から、総合的に判断されることとなります。

高松地方検察庁における 事件受理処理件数 令和7年

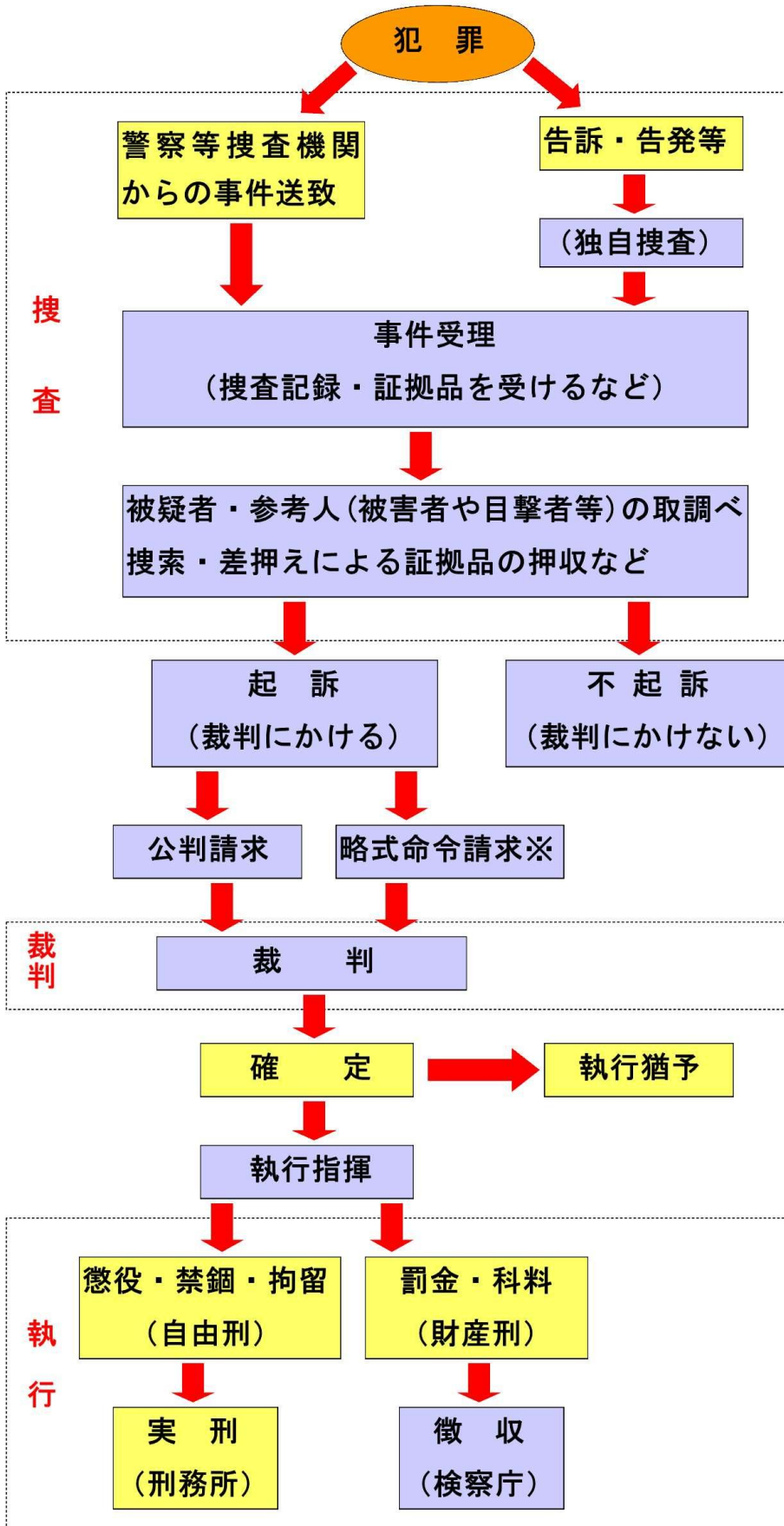
罪名別受理件数8,730件



処分別処理件数8,661件



刑事手続の流れと検察庁の関わり



※ □青色塗りつぶしは、
検察が関わること

検察官は、犯罪を捜査し、事件を裁判にかける（起訴）か不起訴にするかを決めます。



検察官は、公判請求した事件の公判に立ち会い、被告人が犯罪を行ったことなどを証明します。



検察官は、懲役刑や罰金刑などの執行を指揮します。また、罰金などを徴収するのは検察庁です。



※ 略式命令請求とは、被疑者の同意を得て、法廷を開かず、簡易裁判所が書面審理で刑（罰金・科料のみ）を言い渡すものです。

公判手続の流れと検察庁の関わり

※ 青色塗りつぶしは、
検察が関わること



公判手続の冒頭では、検察官が起訴状を朗読します。



検察官は、裁判所に証拠調べを請求したり、証人尋問を行ったりして、被告人(起訴された被疑者)が犯罪を行ったことなどを証明します。



検察官は、証拠調べの終了後、求刑を含む論告を行います。



裁判所の判決に対して不服があるときは、上訴(控訴・上告)することもあります。
控訴審は、高等検察庁、上告審は、最高検察庁が担当します。





検察庁の広報について

検察庁では、多くの方々に、検察に対する正しい理解と信頼感をもっていただきたいことから、以下のような広報活動を積極的に行っておりますので、是非、皆様の参加をお願いします。

移動教室プログラム

学校における社会科など教育の一環として、子供たちに検察庁へ来てもらって、業務に関する質疑応答や庁舎見学を行うものです。



出前教室プログラム

検察官等が小・中学校などへ出向いて社会科授業などに参加し、検察庁の役割を理解していただくための説明を行うものです。



刑事裁判傍聴プログラム

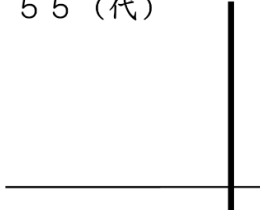
高校生・大学生・社会人などを対象に、法廷での刑事裁判傍聴（公判傍聴）に加え、その前後に説明や質疑応答を交えることにより、刑事司法制度の一層の理解を促進していただくものです。

これらのプログラムの参加申込方法等は

高松高等検察庁企画調査課 087-821-5631（代）

高松地方検察庁企画調査課 087-822-5155（代）

へお問い合わせください。



四国ブロック再犯防止シンポジウムの開催

令和7年12月、高松高等検察庁、高松法務局、四国矯正管区、四国地方更生保護委員会が共催で「四国ブロック再犯防止シンポジウム」を開催しました。

シンポジウムは、オンライン配信も含め多数の方が参加し、「社会へつなげる福祉の力」をテーマに、高知県安芸地域での再犯防止の最前線を紹介する基調講演、刑法等一部改正と拘禁刑についての行政説明、発達障害をかかえる仮釈放者への支援の事例を取り上げ、どのようなアプローチができるか、各機関から意見するパネルディスカッションを行いました。

今年はパネリストとして、香川大学さぬき再犯防止プロジェクトPROSの学生も登壇し意見を述べたほか、学生の参加者も多く、若い世代にも再犯防止の取組について伝えることができました。

そのほか、各機関が再犯防止の取組を紹介するブースを設置し、検察庁では法教育の重要性について伝えました。

社会へつなげる福祉の力



参加無料・事前申し込み要

令和7年度 四国ブロック 再犯防止シンポジウム

12月16日(水)

13:00~16:00(開場12:00)

[会場]

レクザムホール小ホール
(香川県県民ホール)

【共催】 高松高等検察庁、高松法務局、四国矯正管区、四国地方更生保護委員会

ロゴマーク



当庁職員がデザインした
シンポジウムロゴマーク

このロゴは、香川県の県木・県花であるオリーブの枝が集まって作られています。

オリーブの花言葉は、「平和・知恵」です。

「平和」を得るために「知恵」を出し合うという点が、本シンポジウムの趣旨に一致していることから、オリーブの枝をモチーフとしました。

また、再犯を防止するためには、「刑事司法分野」だけではなく「雇用・社会福祉機関や地方自治体などの関連する行政機関」と「犯罪者の長期的な支援をする民間企業や地域ボランティアを含む地域社会」などとのマルチステークホルダー・パートナーシップを推進することが重要であるという本シンポジウムの副題について、3色のオリーブが交互に混ざり合い、補い合うことにより、支援の輪が繋がっていく様子で表現しています。



高松高検

法教育に関する取組



高松高等検察庁法曹キャリアセンター ペンちゃん

法曹三者トークイベント 「裁判官・検事・弁護士をもっと知ろう」

10月に実施される「法の日」週間の一環として、高松第一高校において、法曹三者トークイベント「裁判官・検事・弁護士をもっと知ろう」を開催しました。

法曹三者が業務内容や魅力等を説明し、学生からの質疑応答に答えることによって、法の意義や法曹の役割を知ってもらうことを目的としています！

高松高等検察庁から参加した細野次席検事からは、検察官を目指したきっかけから仕事をするにあたっての心構えなど、幅広いお話をさせていただきました。生徒の皆さんは真剣に耳を傾け、検察官の仕事に関して強い関心を示してくださいました。



個別質問では、「検察官の仕事をしていて大変だったことは？」「ワークライフバランスはどうか？」「趣味があるが仕事と両立できるか？」「検事に必要な能力は？」などの積極的な質問が上がり、業務のリアルな側面に多く興味を持っていただけたことを実感しました。

参加者した生徒からは・・・



検事に興味を持って参加しましたが、他の方の話も聞いて良かったです。

将来について1つの選択肢になりました。



現実の法曹者と話すことができたのが一番、自分の宝物になりました。



当庁瀬戸検事長が、香川大学法学部
“司法制度入門”で講義しました。

2月3日(火) 香川大学法学部において、
高松高検 瀬戸 毅 検事長による「検事から見た
刑事司法」の講義を行いました。

刑事司法の基礎知識として、法曹三者や検察庁
についての説明から、捜査機関にはどのようなもの
があるか、検察官の役割などについて話した後、
模擬取調室の写真や、弁解録取書、起訴状のサ
ンプルを示しながら刑事手続の流れ、検察権の
行使について説明しました。

検察庁で事件の送致を受けてから、勾留、捜
査、起訴・不起訴の判断、公判へと進む流れを、
それぞれどのくらいの件数が処理されているの
か、犯罪白書から引用した具体的な数字を示し
つ話しました。

★今回の講義について★

司法制度入門は、法学部1回生を対象
とした講義です。法律職に就いて活躍す
る実務家から直接講義を受け、法律職を
1つの進路として検討できるようになる
ことを目的としています。

法律を使った仕事を
してみたければ、是非
検察庁にきてください!



その後は、検察権行使以外の検察官の仕事
を紹介しました。

以前、法務省の法制審議会に関する仕事や、
国際会議で外国との条約交渉をする仕事に携
わっていたことから、法改正や条約交渉の場
でどのような話がなされるのか、どのような難
しさ、苦労があるのかなどを、当時の経験を交
えて説明しました。

検察官、検察事務官の仕事はとても幅広く、
捜査・公判だけではなく、法律を扱ういろい
ろな業務があることを話しました。

ご参加ありがとうございました!

【学生さんの感想】

- ・ 刑事司法は人の人生に深く関わる制度であり、検察官には高い倫理観と覚悟が必要であることを学んだ。
- ・ 検察官は刑事司法の入口を誰よりも握っている存在なのだとわかった。
- ・ 検察官のキャリアの多様性、国内外での活躍の場の広さを知ることで、検察という職務の奥深さと社会的使命感の重さを強く感じた。
- ・ 刑事司法を身近な社会制度として捉え直す貴重な機会となった。
- ・ 検察官は「犯罪を追及する人」というイメージが強かったが、実際には「法制度をつくり、国際社会と協力しながら司法を発展させる存在」であることがわかり、法曹の仕事に対する視野が大きくなった。



高松地方検察庁の法教育に関する取組

移動教室

学校における社会見学など教育の一環として、学生の方々に高松地検へお越しいただき、検察庁の業務や検察官及び検察事務官の役割等を学習してもらうものです。



プログラムは、検察庁の業務説明、庁内見学、検察官等との座談会、質疑応答、模擬取調べ、模擬裁判、法廷見学等を行っています。

出前教室

検察官、検察事務官が、小学校・中学校・高等学校に出向いて講義等を行います。

プログラムは、検察庁の業務説明、法教育、質疑応答等を行っています。



参加者の声

- ・裁判員に選ばれたと思った。
- ・検察庁の仕事について理解が深まった。
- ・模擬取調べや模擬裁判など、貴重な体験ができた。
- ・堅苦しいイメージがなくなった。
- ・みんな優しくてたのしかった。



高松地方検察庁の法教育に関する取組

夏季教員研修

裁判所、弁護士会、法務局、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と連携し、教員を対象とした夏季教員研修を実施しました。



プログラムは、裁判傍聴、検察庁の業務説明、裁判員制度、庁内見学をした後、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所、法務局、弁護士会の職員から、「家庭裁判所書記官の役割」「少年鑑別所の役割」「保護観察所の役割」「インターネットと人権」、「弁護士による法教育」について、講義をしていただきました。



検察官職業体験プログラム 「もっと検察庁を知ろう」

憲法週間、法の日週間に合わせて年に2回実施しています。事前申込みのあった一般来庁者を対象に、検察庁の業務説明、模擬取調べ、庁内見学、検察官との質疑応答などを行っています。



参加者の声

- ・模擬取調べがたのしかった。
- ・子どもと参加したが、資料が子供用と大人用に分かれていてうれしかった。質問にも丁寧に答えていただきうれしかった。
- ・今まで関わりのなかった検察の仕事を知ることができた。
- ・堅いイメージしかなかったが、親近感が持てた。



申し込み・お問い合わせ先

電話087-822-5155

<高松地方検察庁 広報担当>まで

高松地方検察庁HP

